

政治家の寄附は禁止。 有権者の寄附要求も禁止。

1 政治家の寄附禁止

政治家（候補者、候補者となろうとする者及び現に公職にある者）は、寄附をすると処罰されます。

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすること（政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。）は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

- ① 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
 - ② 政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典
- （①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。）
なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。
※政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。



お慶事やお中元

Q 罰則をもって禁止される政治家の祝儀、香典の例をあげてください。

- (1) 政治家が出席を予定している結婚披露宴や葬式に、事前に祝儀や香典を相手方に届けること。
 - (2) 政治家の秘書や配偶者などの親族が葬式に代理出席して政治家の香典を相手方に渡すこと。
 - (3) 政治家が葬式の際、供花・花輪を相手方に対して出すこと。
 - (4) 密葬の日の後、政治家が弔問して香典を相手方に渡すこと。
- ※いずれも相手方が選挙区内にある者で親族でない場合です。

A

Q 政治家本人が出席して渡す香典は罰則の対象とはなりませんが、その際の「香典」とは金銭に限られていますか。例えば、線香を持っていくことはどうですか。

A その際の「香典」は金銭に限られていますので、線香を持っていくことは罰則をもって禁止されています。※相手方が選挙区内にある者で親族でない場合です。

Q 「御供花料、御供物料」（仏式）、「御神前、御玉串料」（神式）、「御花料、御花輪料」（キリスト教式）などの表書きで金銭を供与することも、香典（これに類する弔意を表すために供与する金銭を含む。）の供与にあたりませんか。

A これらも香典の供与にあたります。

Q 会費制の結婚披露宴に政治家が出席し、定められた「会費」を相手方（親族でない選挙区内にある者）に支払うことは差し支えないと考えてよいですか。

A 会費制の結婚披露宴に出席して「会費」を支払うことは、それが「会費」である限り禁止されません。



葬式の花輪や香典



入学、卒業、就職、結婚、出産などのお祝

Q

会費制でない結婚披露宴に政治家が招待された場合に、本人が出席できないため秘書を代わりに出席させ、かつ、相手方(親族でない選挙区内にある者)の了解のもとに提供される料理代等に見合う実費程度の金銭を相手方に支払う場合

- (1) 政治家が経費を負担して、政治家の名義で支払うことができますか。
- (2) 政治家が経費を負担して、秘書の名義で支払うことができますか。
- (3) 秘書が経費を負担して、政治家の名義で支払うことができますか。

A

このような支払いも禁止された寄附であると考えられます。

(1)(2)はいずれも政治家が寄附しているものであり、罰則の対象となります。

(3)は政治家以外の者が政治家名義の寄附をしているものであり、罰則の対象となります。

Q

会費制でない出版祝賀会に政治家が招待された場合、提供される料理代等に見合う実費程度の金銭を、相手方(親族でない選挙区内にある者)に出すことは、差し支えありませんか。

A

罰則をもって禁止されます。

Q

罰則をもって禁止される寄附の例を示して下さい。

- (1) 政治家が妻や秘書名義で選挙区内にある者に対して寄附をすること。
- (2) 政治家が氏子である神社や壇家となっている寺(選挙区内にあるもの)の社殿や本堂修復のために寄附をすること。
- (3) 政治家が町内会(選挙区内にあるもの)の野球大会に際してカップや記念品を贈ること。
- (4) 町内会(選挙区内にあるもの)の野球大会で、優勝者の持ち回りにするためのカップを貸与すること。

A



祭りの寄附

2 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。

政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選又は被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

Q

町内の役員が選挙区内にいる政治家に対して祭の寄附を勧誘・要求することはできませんか。

A

できません。



Q 「開店祝いに花輪を出してください。」と頼むのは「寄附の要求」になりますか。

A 寄附の要求になります。寄附は現金の提供に限りません。花輪、記念の置物、掛け時計、トロフィーなど、多少でも金銭的価値のあるものを無償で提供することは寄附にあたります。

Q 政治家の寄附を求めたが、「威迫」もせず、「政治家の当選や被選挙権を失わせる目的」でもなかった、というときはどうなるのですか。

A このような要求も法律で禁止されていますが、処罰されるということはありません。しかし、このような処罰されない要求や勧誘であっても、法律が禁止していることの意味を理解して、「求めない」ことに徹しましょう。また、政治家が要求に応じると、多くの場合、政治家の方が処罰されることとなります。（「威迫」とは、「人に不安を抱かせるに足りる行為」という意味です。）

3 後援団体の寄附の禁止

後援団体が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。

後援団体（いわゆる後援会）が、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期のいかんを問わず、処罰されます。

※選挙前の一定期間は、後援団体の設立目的により行う行事等に関する寄附も禁止されます。



Q 後援団体の「設立目的により行う行事または事業」とは、具体的にどのようなものですか。

A その団体の設立目的の範囲内において行う団体の総会、その他の集会、見学、旅行、その他の行事や、印刷、出版などの事業をいいます。

Q 選挙前の一定期間以外の期間において、後援団体主催の会員のゲートボール大会で後援団体が優勝者に賞として後援団体の会長杯を寄贈してもよいですか。また、優勝者に高額な時計等を寄贈することはどうですか。

A 前段 後援団体の設立目的により行う行事、事業に関してされるものであれば禁止されません。

後段 高額な時計等を寄贈することは後援団体の設立目的により行う行事、事業に関するとは認められない場合が多く、禁止された祝儀にあたりと認められる場合があります。（こうした場合は罰則があります。）

Q 後援団体が選挙区内にある者に対してすることが禁止される寄附の例をあげてください。

(1) 花輪、供花、香典、祝儀などを出すこと。例えば次のようなもの。

(ア) ご不幸に際して、花輪、香典を出すこと。（たとえそれが会員あるいはその身内に関係ある不幸であっても。）

(イ) 町内の老人会の設立（10周年）記念やソフトボール大会にお祝いを出すこと。

(ウ) 選挙区内にある者の家の新築祝いを出すこと。

(エ) お祝いごとに際して、花輪、祝儀を出すこと。

(2) 後援団体が町内の老人クラブのバス旅行に際し、その老人クラブに餞別を贈ること。（このような餞別を贈ることは、一般にその後援団体の設立目的により行う行事または事業に関するものとは認められません。）

4 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられています。

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含まれます。）を出すことは禁止されています。



5 あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援会が、有料のあいさつ広告を出す処罰されます。

政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告（いわゆる名刺広告など）を出す処罰されます。

なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

Q 政策広告は禁止されますか。

A 政策広告は一般的には「あいさつを目的とする有料広告」には該当しません。

Q 年賀、暑中見舞、暑中見舞、慶弔、激励、感謝の他に禁止される「これらに類するもののためにするあいさつ」とは具体的には、どのようなものが考えられますか。

A 余寒見舞、残暑見舞などのほか、各種の大会の祝いや人の死亡についてのあいさつ、地元の高校の野球大会出場に際しての激励あいさつ、また、後援団体の結成20周年にあたってのこれまでの支援に対する感謝のあいさつ、さらには災害見舞等も禁止されるあいさつに含まれます。



6 公民権の停止

1.2.3及び5によって処罰されると、公民権停止の対象となります。